

# 考查課情報報

令和3年9月  
第150号  
(令和3年12月改訂)

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2024年12月末

## 自分や参加者を守るためにも 適正飲酒の徹底を!

令和3年10月1日から各地方自治体における緊急事態措置等が解除されることとなり、早速、懇親会を企画される方もいるかと思います。

特に解除直後には、人々の飲酒や解放感などから、飲酒に起因する事件・事故が発生しやすく、その多くが、深酒や長時間飲酒が原因となっています。

自分や参加者を守るためにも、人々の飲み会で飲み過ぎや羽目を外して、事件・事故を起こさないよう、適正飲酒を徹底しましょう!!

### ○過去の事例

- ・長時間飲酒し、泥酔した挙句、飲食店の従業員に暴行し逮捕
- ・適量を超えた飲酒をした結果、駅のホームで女性に抱きつき、現行犯逮捕
- ・泥酔して宿舎に帰宅し、他の居住者のエアコンの室外機を蹴って損壊させる  
また、酩酊した同僚に対して適切な措置を取らず、本件非行行為を防ぐことができなかつたとして、同伴者も処分(同伴者責任)

厳しく処分

勤勉手当の  
低率適用ほか

STOP



飲酒に起因した事件事故が発生した場合、事件等を起こした本人が懲戒処分等の対象になることはもちろん、酩酊している職員に対して、適切な対応をとっていないかった場合には、一緒に飲酒していた者(同伴者)も責任を問われる可能性があります。緊急事態措置等が解除されたいま、下記の事項を必ず遵守するとともに、適正飲酒の徹底を心掛けてください。

### ○飲食を伴う会合に参加する場合の遵守事項 <R3.11.25以降>

- ・基本的な感染防止策(「3つの密」の回避・人と人との距離の確保・マスクの着用・手洗い等の手指衛生・換気等)を徹底する。
- ・政府及び地方自治体のガイドラインに従うとともに、業種別ガイドラインを遵守していない施設への立ち入りを控える。
- ・業務継続の観点から、メンバー・開催頻度・開催場所に配意する(例えば、1つの会合に、局署の幹部全員が参加したり、課室内全員が参加することは避ける。)。